



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

ランドマーク税理士法人グループ



丸の内相続プラザ

今年から相続税が引き上げられました。土地の相続税評価は、原則として路線価をもとに算出されます。路線価は一般的に地価公示価格の8割程度といわれているため、お住まいの地域の公示価格が上がっていたら、相続税対策を視野にいれたほうがいいでしょう。ひとくちに税理士といっても、すべての税理士が相続税に詳しいわけではありません。土地評価に精通したランドマーク税理士法人にご相談ください。

アクセス便利な7拠点に、 相続の無料相談窓口・丸の内相続プラザを併設

東京丸の内

みなとみらい

横浜緑

今後
池袋方面へ
展開予定

中山

鴨居

町田

多摩川崎

ランドマーク税理士法人／ランドマーク行政書士法人／株式会社ランドマークエデュケーション
株式会社ランドマークコンサルティング／一般社団法人相続マイスター協会

無料相談実績
8,000件以上

累積申告件数
1,500件超



ランドマーク税理士法人
代表社員 税理士 清田幸弘

サービス内容

相続税の試算をいたします！

お客様の土地や預貯金などの保有資産から相続税の試算をします。相続税がどのくらいかかるのか把握することで、具体的な相続対策（節税対策、納税資金の確保、争族対策）を検討することができます。

生前対策の提案

二次相続の試算^{*1}

公正証書遺言の作成助言^{*2}

生前贈与や不動産、生命保険の活用など、お客様のご家庭の状況に合った生前対策をご提案します。早くから財産移転することで、将来課される相続税を減らすことができます。

将来発生する配偶者の相続（二次相続）まで考慮した相続税試算を行います。一次・二次相続のトータルの相続税額を抑えるには、配偶者にどのくらい財産を引き継げば良いのかがわかります。

遺留分を考慮した遺言についても、試算結果からアドバイスをいたします。遺産をめぐって家族間で争いが生じないように、ご自身の意思を伝えることができます。

^{*1} 二次相続とは：一方の親が亡くなった時の最初の相続を一次相続、その後もう一方の親が亡くなった時の相続を二次相続という。男女の寿命差から、父親が亡くなった時が一次、その後母親が亡くなった時が二次といふケースが一般的。

^{*2} 公正証書遺言とは：法務大臣から任命された法文書作成のプロである『公証人』が遺言者から遺言の趣旨の口述をもとに遺言書を作成し、その遺言書の原本を公証人が保管するという最も「安全」「確実」な遺言書。

（報酬に含まれない費用）

◆土地の公図・測量図、土地・建物の賃本（平均1万円程度）※土地（利用区分ごと）が5か所以上の場合は、別途お見積りいたします。

◆生前対策を実行する場合の報酬 ◆弊社以外の場所で面談を行う際の日当、交通費

ご予約専用
フリーダイヤル

ヨハセツゼイ
0120-48-7271

ランドマーク税理士法人
<http://zeirisi.co.jp>

検索

初回相談 無 料

所属：東京地方税理士会 横浜中央支部